

清川村住宅リフォーム助成制度のご活用を！！

地域経済の活性化や居住空間の向上を図るため、村民の皆さんが村内の施工業者を利用して個人住宅のリフォーム工事を行う場合に、その経費の一部を助成します。

利用資格

- 村内に1年以上居住（住民登録または外国人登録を有する方）している方
- 既に納期が経過した分の村税等を完納している方
- 自ら所有し、居住する住宅について、村内の施工業者を利用してリフォーム工事等を行う方
- 村が実施する他の助成制度を受けていない方

助成率

工事金額が5万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以上のものに対し、助成率は50%以内とし、限度額は5万円。

助成対象工事

- ☆ 既存住宅の増築、改築、減築工事
- ☆ 浴室、キッチン、洗面所及びトイレのリフォーム
- ☆ 給排水衛生設備、換気設備、電気設備、ガス設備工事
- ☆ オール電化住宅工事
- ☆ 屋根の葺き替え、塗装、防水工事
- ☆ 外壁の張替え、塗装工事
- ☆ 部屋の間仕切りの変更工事
- ☆ 断熱改修工事
- ☆ 内装工事
- ☆ 襖紙、障子紙の張替え
- ☆ 畳の取替え（表替えや裏返しも含む。）
- ☆ 雨どい等の取替えや修繕
- ☆ 建具及び開口部の取替えや新設工事
- ☆ 造付収納家具（造作大工工事が伴うもの）
- ☆ 他の対象工事を併せて行うLED照明に関する節電工事
- ※ 助成金の交付決定後に着手するもので、平成24年3月31日までに工事が完了するもの

申請手続時期

工事着手前

受付窓口

清川村役場 産業観光課商工観光係

TEL (046) 288-3864 (直通)

FAX (046) 288-1909

e-mail sankan@town.kiyokawa.kanagawa.jp